

地方独立行政法人下関市立市民病院の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程

令和5年4月1日  
規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 法人の保有する個人情報の開示等に係る手続に関して必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年下関市条例第35号。以下「条例」という。）及び地方独立行政法人下関市立市民病院の保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年規程第40号。以下「個人情報保護規程」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語は、法、令、条例及び個人情報保護規程において使用する用語の例による。

(開示等の決定等)

第4条 理事長は、保有個人情報の開示等の決定及び審査請求に対する裁決等を行う。

(開示請求の手続)

第5条 法第76条の規定に基づく保有個人情報に係る開示の請求（以下「開示請求」という。）は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）を法人に提出して行うものとする。ただし、理事長が別に定める事由による開示請求においては、理事長が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、他の法令、規程等に基づく開示の申請書等に所要の補正を加えることにより開示請求を行うことができるものとする。

3 法第77条第3項の規定に基づき、法人が開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して書面により開示請求書の補正を求める場合は、保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）（様式第2号）を送付して行うものとする。

(開示請求に対する措置)

第6条 法第82条第1項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（様式第3号）を送付して行うものとする。

---

---

2 法第82条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（様式第4号）を送付して行うものとする。

（開示決定等の期限の延長）

第7条 法第83条第2項及び条例第4条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）（様式第5号）を送付して行うものとする。

（開示決定等の期限の特例）

第8条 法第84条及び条例第5条の規定に基づく開示請求者に対する通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（様式第6号）を送付して行うものとする。

（事案の移送）

第9条 法第85条第1項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（様式第7号）を送付して行うものとする。

2 法第85条第1項の規定に基づく開示請求者への通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）（様式第8号）を送付して行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 法第86条第1項の規定に基づく第三者への通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（様式第9号）を送付して行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の規定に基づき第三者が提出する意見書の様式は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第10号）によるものとする。

3 法第86条第2項の規定に基づく第三者への通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（様式第11号）を送付して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定に基づく第三者への通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（様式第12号）を送付して行うものとする。

（保有個人情報の開示の実施方法等）

第11条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については第3項に定める方法によるものとし、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 文書又は図画を開示する場合において、写しの交付の方法は、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを交付することとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番若しくはA列2番の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものを交付することとする。

3 法第87条第1項本文において地方独立行政法人等が定めることとされている電磁的記録による保有個人情報の開示の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

---

---

(2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

- 4 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報の写しを交付するときの交付部数は、開示請求があった保有個人情報1件につき1部とする。
- 5 保有個人情報が記録されている物の閲覧をしようとする者は、第1項の規定による指定場所以外の場所に当該保有個人情報が記録されている物を持ち出してならない。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保有個人情報が記録されている物の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
  - (1) 前項の規定に違反した者又は職員の指示に従わない者
  - (2) 保有個人情報が記録されている物を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をす  
るおそれがあると認められる者
  - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(開示の実施方法等の申出等)

第12条 法第87条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者が法人に対して行う申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第13号)を提出することにより行うものとする。

- 2 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合は、当該写しの送付は、郵送によるものとする。

(開示請求に係る手数料)

第13条 法第89条第7項に規定する保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

(写しの交付に係る費用)

第14条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を請求する者(以下「写し交付請求者」という。)は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の費用のうち、保有個人情報の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとし、保有個人情報の写しの送付に要する費用は、その郵送料相当額とする。
- 3 写し交付請求者(第12条第2項の規定による送付の申出をした写し交付請求者を除く。)は、前項の保有個人情報の写しの作成に要する費用を、当該写しの交付を受ける時まで  
に納付しなければならない。
- 4 第12条第2項の規定による送付の申出をした写し交付請求者は、第11条第1項の規定により指定された日時までに、第2項の保有個人情報の写しの作成に要する費用及び保有個人情報の写しの送付に要する費用を納付しなければならない。

(訂正請求の手続)

第15条 法第90条の規定に基づく保有個人情報に係る訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)を法人に提出して行うものとする。

- 2 法第91条第3項の規定に基づき、法人が訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して書面により訂正請求書の補正を求める場合は、保有個人情報訂正請求書の補正について(依頼)(様式第15号)を送付して行うものとする。
-

---

(訂正請求に対する措置)

第16条 法第93条第1項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(様式第16号)を送付して行うものとする。

2 法第93条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(様式第17号)を送付して行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長)

第17条 法第94条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)(様式第18号)を送付して行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第18条 法第95条の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(様式第19号)を送付して行うものとする。

(事案の移送)

第19条 法第96条第1項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(様式第20号)を送付して行うものとする。

2 法第96条第1項の規定に基づく訂正請求者への通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)(様式第21号)を送付して行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第20条 法第97条の規定に基づく保有個人情報の提供先への通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(様式第22号)を送付して行うものとする。

(利用停止請求の手続)

第21条 法第98条の規定に基づく保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)を法人に提出して行うものとする。

2 法第99条第3項の規定に基づき、法人が利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対して書面により利用停止請求書の補正を求める場合は、保有個人情報利用停止請求書の補正について(依頼)(様式第24号)を送付して行うものとする。

(利用停止請求に対する措置)

第22条 法第101条第1項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(様式第25号)を送付して行うものとする。

2 法第101条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)(様式第26号)を送付して行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長)

第23条 法第102条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)(様式第27号)を送付して行うものとする。

---

---

る。

(利用停止決定等の期限の特例)

第24条 法第103条の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(様式第28号)を送付して行うものとする。

(審査請求に関する手続)

第25条 法第105条第1項の審査請求(開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求に限る。)は、審査請求書(様式第29号)を法人に提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項から第5項までに規定する記載事項を記載した書面により審査請求を行うことができるものとする。

(諮問に関する手続)

第26条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく下関市個人情報保護審査会への諮問は、審査請求に対する審査について(諮問)(様式第30号)により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づく法人から同項に掲げる者に対する通知は、審査請求に対する諮問について(通知)(様式第31号)により行うものとする。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 地方独立行政法人下関市立市民病院が管理する保有個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程(平成25年規程第34号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前に旧規程第8条、第16条、第20条の規定による請求がなされた場合における旧規程に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する事務については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

区分	金額
1 複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 1以外の方法により保有個人情報を複写した物の交付	当該複写した物の作成に要する費用

様式第1号（第5条関係）

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

## 記

## 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

## 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他 ( \_\_\_\_\_ )

&lt;実施の希望日&gt; \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

イ 写しの送付を希望する。

## 3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類

 運転免許証  健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況  未成年者 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生)  成年被後見人  任意代理人委任者  
(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  委任状 その他 ( \_\_\_\_\_ )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類  委任状


※この欄には記入しないでください。

受付年月日	・	・	窓口受付番号		受付担当者	
保有個人情報管理グループ等						
受付期限	・	・	開示予定場所			

様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

### 保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）

年 月 日付けの保有個人情報開示請求書（写しを同封しています。）について、下記のとおり要件に不備な部分がありますので、下記のとおり補正されるよう依頼します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして扱わせていただきます。

#### 記

#### 1 補正の対象となる事項

- 開示請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できません。
- 保有個人情報開示請求書の記載に、次のような不備があります。

( )

#### 2 補正の方法

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できない場合以下に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

なお、送付する場合は、上の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

法定代理人については、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

任意代理人については、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

- (2) 記載事項に不備がある場合



同封の保有個人情報開示請求書の写しを訂正の上、3の提出先に送付し、又は持参してください。

- 3 補正に必要な文書等の提出先
  
- 4 補正に必要な文書等の提出等の期限  
年 月 日

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話: (        )        —

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

## 記

## 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

## 2 不開示とした部分とその理由

--

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

## 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所  
 期間：○月○日から○月○日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  
 時間：  
 場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

&lt;本件連絡先&gt;

地方独立行政法人下関市立市民病院  
 （担当グループ等名）  
 （担当者名）  
 電 話：（ ） —

様式第4号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### <本件連絡先>

地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（      ）      —

様式第5号（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年下関市条例第35号）第4条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 （担当グループ等名）  
 （担当者名）  
 電 話：（      ）      —

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年下関市条例第35号）第5条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記


開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（ ） ー

様式第7号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(行政機関の長又は他の独立行政法人等) 殿

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

## 記


開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：  ( 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ )
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 (担当グループ等名)  
 (担当者名)  
 電 話: ( ) —

様式第8号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	<p>(行政機関の長等)</p> <p>(連絡先) 部局課室名： 担当者名：</p> <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p>

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話： ( ) —

様式第9号（第10条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

（第三者利害関係人）様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（保有個人情報管理グループ等名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 （担当グループ等名）  
 （担当者名）  
 電 話：（      ）      —



様式第10号（第10条関係）

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第11号（第10条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

（第三者利害関係人）様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 (担当グループ等名)  
 (担当者名)  
 電 話: (        )        —

様式第12号（第10条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### <本件連絡先>

地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（        ）        —

様式第13号（第12条関係）

## 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

## 記

## 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

## 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ( )
	(3) その他 ( )	①全部 ②一部 ( )

## 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

## 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

## (1) 写しの送付先

郵便番号

住所

氏名

送付方法 普通郵便 ・ 簡易書留郵便

(希望する送付方法を選択してください。)

## (2) 費用の納付

ア 作成に要した費用 円については、送付された納入通知書により、同封の領収書のとおり払い込みました。

イ 送付に要する費用については、希望する送付方法により、  
普通郵便郵送料 円分  
簡易書留郵便郵送料 円分 の郵便切手を同封いたします。

## &lt;本件連絡先&gt;

地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)

(担当者名)

電 話: ( ) —

様式第14号（第15条関係）

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 <u>本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

様式第15号（第15条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報訂正請求書の補正について（依頼）

年 月 日付けの保有個人情報訂正請求書（写しを同封しています。）について、下記のとおり要件に不備な部分がありますので、下記のとおり補正されるよう依頼します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして扱わせていただきます。

#### 記

#### 1 補正の対象となる事項

訂正請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できません。

保有個人情報訂正請求書の記載に、次のような不備があります。

#### 2 補正の方法

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できない場合以下に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

保有個人情報訂正請求書に記載されている訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該訂正請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

なお、送付する場合は、上の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

法定代理人については、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

任意代理人については、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 記載事項に不備がある場合

同封の保有個人情報訂正請求書の写しを訂正の上、3の提出先に送付し、又は持参してください。

3 補正に必要な文書等の提出先

4 補正に必要な文書等の提出等の期限

年 月 日

<本件連絡先>

地方独立行政法人下関市立市民病院

(担当グループ等名)

(担当者名)

電 話: (        )        —



様式第16号（第16条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（ ） —

様式第17号（第16条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

#### 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。


#### <本件連絡先>

地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（      ）      —

様式第18号（第17条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（ ） —

様式第19号（第18条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日


&lt;本件連絡先&gt;

地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話: ( ) —

様式第20号（第19条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

## 記


訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：  （ 法定代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ ）
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 (担当グループ等名)  
 (担当者名)  
 電 話: ( ) —

様式 21 号 (第 19 条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 96 条 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	<p>(行政機関の長等)</p> <p>(連絡先) 部局課室名 : 担当者名 :  所在地 :  電話番号 :</p>
備考	

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話: ( ) —

様式第22号（第20条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

（保有個人情報の提供先） 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長）に提供している下記の保有個人情報については、訂正することと決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話： （      ）      —

様式第23号（第21条関係）

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

## 記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____、日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)


1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状



様式第24号（第21条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

### 保有個人情報利用停止請求書の補正について（依頼）

年 月 日付けの保有個人情報利用停止請求書（写しを同封しています。）について、下記のとおり要件に不備な部分がありますので、下記のとおり補正されるよう依頼します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして扱わせていただきます。

#### 記

#### 1 補正の対象となる事項

- 利用停止請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できません。
- 保有個人情報利用停止請求書の記載に、次のような不備があります。

( )

#### 2 補正の方法

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は任意代理人）であることが確認できない場合

以下に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

保有個人情報開示請求書に記載されている利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用停止請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

なお、送付する場合は、上の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

法定代理人については、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

任意代理人については、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 記載事項に不備がある場合

同封の保有個人情報利用停止請求書の写しを訂正の上、3の提出先に送付し、又は持参してください。

3 補正に必要な文書等の提出先

4 補正に必要な文書等の提出等の期限

年 月 日

<本件連絡先>

地方独立行政法人下関市立市民病院

(担当グループ等名)


(担当者名)

電 話: (        )        —

様式第25号（第22条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

## 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話: ( ) —

様式第26号（第22条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

#### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。


また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人下関市立市民病院を被告として（訴訟において法人を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 （担当グループ等名）  
 （担当者名）  
 電 話：（      ）      —

様式第27号（第23条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 

## 保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

## 記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
（担当グループ等名）  
（担当者名）  
電 話：（ ） —

様式第28号（第24条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
地方独立行政法人下関市立市民病院  
(担当グループ等名)  
(担当者名)  
電 話: (      )      —

様式第29号（第25条関係）

## 審 査 請 求 書

年 月 日

(宛先) 地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長

〒  
審査請求人 住所  
  
氏名

次のとおり、審査請求をします。

審査請求に係る処分	
処分があったことを 知った年月日	年 月 日
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
処分庁の教示の有無 及びその内容	
添付書類等	

様式第30号（第26条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

下関市個人情報保護審査会  
会長 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 審査請求に対する審査について（諮問）

次のとおり審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により諮問します。

審査請求人の氏名及び住所	(1) 氏名  (2) 住所
審査請求に係る処分内容	
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
審査請求年月日	年 月 日
下関市個人情報保護施行条例第4条第1項、個人情報の保護に関する法律第94条第1項又は同法第102条第1項の決定を行った理由	
担当グループ等名	電話番号（      ）      ー



様式第31号（第26条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

(審査請求人等) 様

地方独立行政法人下関市立市民病院  
理事長 印

### 審査請求に対する諮問について（通知）

（あなた、貴社等）がした審査請求について、下記のとおり下関市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

#### 記

審査請求に係る開示等を決定した個人情報の内容	
審査請求に係る開示等の決定	年 月 日 第 号
審査請求年月日	年 月 日
諮問をした年月日	年 月 日

<本件連絡先>  
 地方独立行政法人下関市立市民病院  
 （担当グループ等名）  
 （担当者名）  
 電 話：（     ）     —